

工場立地法に係る緑地面積率等を緩和しました！ (平成26年7月1日施行)

工業地域・工業専用地域	準工業地域
緑地面積率 : 20% → 5%	緑地面積率 : 20% → 10%
環境施設面積率 : 25% → 10% (緑地面積含む)	環境施設面積率 : 25% → 15% (緑地面積含む)

上記以外の地域に適用する基準は変更なし (緑地面積率 : 20%, 環境施設面積率 : 25%)

※緑地面積: 樹木が生育する区画された土地等 (樹木地・低木地・芝生地・花壇等) の面積

※環境施設面積: 緑地及び緑地以外の環境施設(噴水、広場、屋外運動場等)の面積

内容

小牧市では、産業を振興する観点から、市内の工場等の流出を防止することや、再投資(設備投資)をしやすい環境を整備するなど、市内に立地する工場等が、引き続き、市内で操業を継続できる環境づくりを進めることが重要だと考えています。

そのため、操業を継続できる環境づくりを進める方法として、工場立地法により、一定規模以上の工場等が新增設などをする際に、敷地面積の一定割合の緑地等の整備が必要となる面積率等の基準について、市の条例により緩和しました。

※産業振興と環境保全の調和の観点から、緑地面積率20%または環境施設面積率25%未満へ緑地面積率等を緩和する企業は、市で定めた『ガイドライン』にそった『事業計画書』を市に提出してください。

※届出対象、ガイドライン等の詳細については市ホームページをご参照ください。

<http://www.city.komaki.aichi.jp/kigyo/002899.html>

小牧市 地域活性化営業部 企業立地・次世代産業推進課

小牧市堀の内三丁目1番地

TEL 0568-76-1135(直通) FAX 0568-75-8283

E-MAIL kigyosuishin@city.komaki.lg.jp